

★入学料および授業料の免除等について

(独)国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予の取扱に関する規則

(1) 入学料の免除

入学前1年以内に、学費を主として負担している者が死亡、又は風水害などの災害を受け、入学料の納付が著しく困難である者に対し、本人の申請に基づき、選考のうえ、入学料の全額または半額が免除されることがあります。また、所定の期日に入学料の納付が困難な者に対し、徴収猶予の制度もあります。

(2) 授業料の免除

以下のような事情により、授業料の納付が困難であると認められる者に対し、本人の申請に基づき、選考のうえ、当該期分の授業料の全額又は一部が免除されることがあります。

＜対象＞

- ①経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合。
- ②授業料の納付期前6ヶ月以内(新入学生の前期分においては、入学前1年以内)に、本人の学資負担者が死亡、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合。
- ③その他やむを得ない事情があると認められた場合。

(3) 高等教育の修学支援新制度について

令和2年4月から国の高等教育の修学支援新制度が始まりました。この新制度では、授業料・入学料の免除または減額と、返還の必要がない給付型奨学金により、意欲ある学生の「学び」を支援します。本科4・5年生、専攻科1・2年生に進級(進学)し、世帯の収入などの要件に該当する学生が対象となります。明確な進路意識と強い学びの意欲、学修状況を確認した上で学生に対して支援を行います。なお、給付型奨学金は日本学生支援機構が学生に支給し、授業料・入学料は本校が免除または減額します。

この新制度は、公費による支援であることを踏まえ、在学中にはその学修の状況に一定の要件を課し、これに満たない場合には直ちに支援を打ち切ることとしています。また、学業成績が著しく不良な場合や、退学・無期停学等の懲戒処分を受けた場合でも支援が打ち切られ、場合によつ

ては返還が必要になることもあります。

文部科学省高等教育の修学支援新制度リンク ↓

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

※入学料免除、授業料免除の申請時期等の詳細については、学生支援係までお問い合わせください。

(4) 高等学校就学支援金 →「[高等学校等就学支援金制度](#)」

【1～3年生のみ】

平成22年から「公立高等学校に係わる授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金制度」が始まりました。高等専門学校(1～3年生)も就学支援金制度の対象となり、月額9,900円(年額118,800円)の就学支援金が支給されます。支給期間は、原則として通算36月です。また、保護者(学生の親権者)の所得に応じて、一定額が加算されます。

なお、平成26年から制度が一部改正され、平成26年4月以降の入学者から、一定の収入額未満の世帯に対してのみ、就学支援金が支給されることになりました。(一定の収入額以上の世帯には支給されません。)

※就学支援金は学校設置者(国立高等専門学校機構)が学生本人に代わって受け取り、授業料に充てることとなります。学生本人(保護者)が受け取るものではありません。

★寄宿料の免除について

寄宿料免除の制度もあります。詳しくは寮事務室へお問い合わせください。